

山梨県公報

号外第二十二号

平成十七年

三月三十一日

木 曜 日

目 次

企 業 局

山梨県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程	一
山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程	二
山梨県企業局職員との給与に関する規程の一部を改正する規程	三
山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程	三
山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程	三
山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程	四
山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程	四
山梨県企業局契約事務規程の一部を改正する規程	五
山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程	五
山梨県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程	二
山梨県企業局訓令前行署名式の一部を改正する訓令	二
教育委員会	
山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則	二
山梨県立博物館処務規程	二
山梨県教育委員会委任規則等の一部を改正する規則	二六
山梨県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則	二八
山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	二八
山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	二八
山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	三一
山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	三三
山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	三五
山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	三七
山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	三九

企 業 局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。
平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 口 弘 章

(趣旨)

第一条 山梨県公営企業管理者(以下「管理者」という。)が所管する手続等を、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山梨県条例第四十五号。以下「情報通信技術利用条例」という。)(第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	四一
山梨県文化財保護条例施行規則及び山梨県文化財保護審議会規則の一部を改正する規則	四三
山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	四七
山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	五一
庁中処務細則等の一部を改正する訓令	五一
山梨県教育職員旅費支給規程の一部を改正する訓令	五三
山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示	五三
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等	五三
教育次長等専決規程等の一部を改正する訓令	五四
その他	
山梨県労働委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程	五五
山梨県収用委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程	五五

条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 申請等を行う者又は管理者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、管理者の定めるところにより、管理者の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信し、及び管理者の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、管理者の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書のうち管理者が定めるもの

3 第一項の申請等を行う者は、管理者の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び管理者の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 管理者は、申請等を行う者が前項に規定する事項を送信する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した規程の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

一 申請等を行う者に係る第二項第一号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であつて、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているもの

二 申請等を行う者に係る第二項第二号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生

年月日を確認するために添付を求めているもの

5 規程の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第一項の申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 管理者は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 管理者は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、管理者の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を据え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第六条 管理者は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第七条 情報通信技術利用条例第三条第四項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名(第三条第一項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。)及び第三条第一項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項及び第六条第三項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 口 弘 章

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第十二号中「電気料、水道料、」及び「ガス料、電信電話料」を削る。

第四十六条第五項中「社会保険料」の下に「、電気料、ガス料、水道料、電信電話料」を加える。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 口 弘 章

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「寒冷地手当の支給地域及び区分は」を「寒冷及び積雪の度を考慮して定める公署は、」に改める。

別表第四を次のように改める。

所 在 地	公 署
南巨摩郡早川町奈良田一〇五〇	早川水系発電管理事務所
南巨摩郡早川町奈良田一〇七六の四	早川水系取水口監視所

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 口 弘 章

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程

山梨県企業局組織規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一総務課の項の次に次のように加える。

経営企画課
一 企業局の中長期計画に関すること。 二 局内の主要施策の総合企画及び総合調整に関すること。 三 主要事業の進行管理の総括に関すること。 四 新規事業（電気課で所掌するものを除く。）に係る企画及び調査に関すること。 五 温泉事業及び地域振興事業（以下「事業」という。）に係る企画及び調査に関すること。 六 事業に係る許可、認可及び免許の申請に関すること。 七 事業に係る建設に関すること。 八 事業に係る補償に関すること。 九 温泉事業の業務運営に関すること。 十 温泉事業の料金の算定に関すること。 十一 丘の公園の指定管理者に関すること。 十二 その他、事業に関すること。

別表第一業務課の項を削る。

別表第三中 山梨県営発電 総合制御所 を 山梨県営発電 総合制御所 制御課 に改める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に業務課に勤務する者のうち、別に発令されない者は、経営企画課に勤務を命ぜられたものとする。

山梨県企業局管理規程第五号

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 口 弘 章

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程
山梨県企業局事務委任規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十一号中「及び訂正」を、「訂正及び利用停止」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第二十二号を同条第二十一号とする。

第三条の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 所属職員の間外勤務、夜間勤務及び休日勤務（休日の代休日の勤務を含む。）の命令並びに休日の代休日の指定に関する事。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第六号

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 口 弘 章

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

山梨県企業局事務決裁規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十九号を削り、第二十号を第十九号とする。

別表第三中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十一号中「及び訂正」を、「訂正及び利用停止」に改め、同号を同表第十号とし、同表第十二号を同表第十一号とする。

別表第三の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 所属職員の間外勤務及び休日勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関する事。

「電気課長の個別的専決事項

- 一 金額百万円未満の電気事業に係る固定資産の取得に係る支出負担行為の決定に関する事。
- 二 金額百万円未満の電気事業に係る補償及び登記事務に関する事。

別表第四中 業務課長の個別的専決事項

- 一 金額百万円未満の温泉事業及び地域振興事業に係る固定資産の取得に係る支出負担行為の決定に関する事。
- 二 金額百万円未満の温泉事業及び地域振興事業に係る補償及び登記事務に関する事。

三 丘の公園の施設利用料の徴収事務に関する事。

経営企画課長の個別的専決事項

- 一 金額百万円未満の温泉事業及び地域振興事業に係る固定資産の取得に係る支出負担行為の決定に関する事。
- 二 金額百万円未満の温泉事業及び地域振興事業に係る補償及び登記事務に関する事。

三 丘の公園の施設利用料の徴収事務に関する事。

電気課長の個別的専決事項

- 一 金額百万円未満の電気事業に係る固定資産の取得に係る支出負担行為の決定に関する事。
- 二 金額百万円未満の電気事業に係る補償及び登記事務に関する事。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第七号

山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 口 弘 章

山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局処務規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表中 「~~業務課長~~」を「~~業務課長~~」に改める。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第八号

山梨県企業局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 口 弘 章

山梨県企業局契約事務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局契約事務規程（昭和五十五年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とする。

第八条中「（昭和二十七年政令第四百三号）第二十一条の十四」を「第二十一条の十五」に、「ついで」を「ついでには」に、「（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第百八条乃至第百十三条」を「第百八条から第百十三条まで」に改め、同条を第九条とする。

（随意契約）

第八条 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十一条の十四第一項第一号の規定により定める額については、山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）（第百三十七条第一項に定めるところによる）。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第九号

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 口 弘 章

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程

山梨県営電気事業保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表電気主任技術者の項職名の欄中「電気課管理職員」を「笛吹川水系

発電管理事務所管理職員」に改め、同表ダム水路主任技術者の項中

笛吹川水系発電 所管ダム水路工	塩川発電所ダム	新琴川第三発電
--------------------	---------	---------

管理事務所 作物	笛吹川水系発電管理 事務所管理職員
水路工作物	発電総合制御所管理 職員
所ダム水路	電気課管理職員

を

笛吹川水系発電管理事務所 所管ダム水路工作物	笛吹川水系発 電管理職員
新琴川第三発電所ダム水路 工作物	事務所管理職 員
塩川発電所ダム水路工作物	発電総合制御 職員

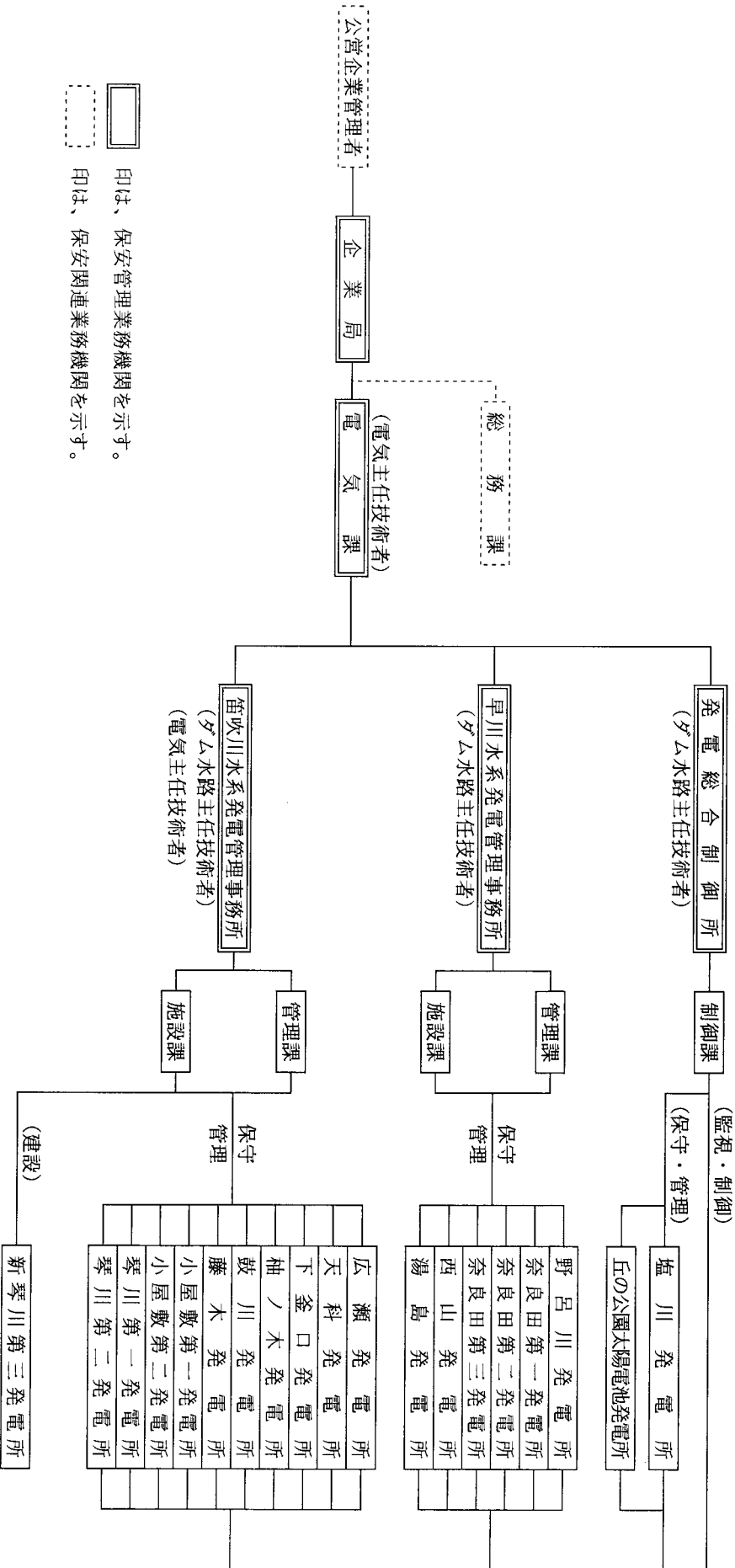
工作物

電管理
員
に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

保 安 に 関 す る 組 織 機 構



印は、保安管理業務機関を示す。
 印は、保安関連業務機関を示す。

別添第四を次のように改める。

別添第一「組織」の項中

発電総合制御所

を

発電総合制御所
制 御 課

に改め、回数を

分業業務の項目吹川水系発電管理業務近の欄中

広瀬発電所、天科発電所、下釜口木発電所、鼓川発電所、藤木発電所発電所、小屋敷第二発電所、琴川第二発電所、琴川第三発電所の次
1 設備の保守管理に関すること。
2 調整池及びダム水路工作物の保守すること。
3 保安教育に関すること。

広瀬発電所、天科発電所、下釜口木発電所、鼓川発電所、藤木発電所発電所、小屋敷第二発電所、琴川第二発電所、琴川第三発電所の次
1 設備及び水路工作物工事の計画と。
2 工事の設計及び施工に関するこ

発電所、袖ノ、小屋敷第一発電所、琴に掲げる事項
守管理に関する

を

1 広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、袖ノ木発電所、鼓川発電所、藤木発電所、小屋敷第一発電所、小屋敷第二発電所、琴川第一発電所及び琴川第二発電所の次に掲げる事項
イ 設備の保守管理に関すること。
ロ 調整池及びダム水路工作物の保守管理に関すること。
ハ 保安教育に関すること。
2 新琴川第三発電所の建設に関すること。

に改める。

発電所、袖ノ、小屋敷第一発電所、琴に掲げる事項
に関するこ
と。

1 広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、袖ノ木発電所、鼓川発電所、藤木発電所、小屋敷第一発電所、小屋敷第二発電所、琴川第一発電所及び琴川第二発電所の次に掲げる事項
イ 設備及び水路工作物工事の計画に関すること。
ロ 工事の設計及び施工に関すること。
2 新琴川第三発電所の建設に関すること。

別表第四（第十三条関係）

巡視、点検及び検査に関する基準

設備別	巡視		機器設備	点検（検査を含む）		頻度	備考
	機器設備	頻度		項目	日		
水路	水路工作物	※1回/1月	ダム	外觀点検		1回/1年	備考欄別表による 備考欄別表による 備考欄別表による
電力				揚圧力測定 変形測定			
発電				漏水量測定			
設備							

期別	型式及び高さ	計測項目	漏水量	変形	揚圧力	備考
第一期	重中力空及び重び力	50m未満	毎日	週1回	週1回	◎特に高いダムまたは、特殊な設計のものについては、ひずみまたは応力、内部温度、継目の開き、基礎岩盤の変形について必要に応じて追加し、適当な期間計測する。
		50m以上100m未満	毎日	毎日	週1回	
		100m以上	毎日	毎日	週1回	
第二期	重中力空及び重び力	50m未満	週1回	月1回	月1回	◎第三期で（ ）を付したものは状況により省略できるものである。 変形：ほとんど変化が認められないもの。 揚圧力：漏水量が少なく、かつ揚圧力が小さいもの。
		50m以上100m未満	週1回	週1回	月1回	
		100m以上	週1回	週1回	月1回	
第三期	重中力空及び重び力	50m未満	月2回	（3月1回）	（3月1回）	◎第三期で（ ）を付したものは状況により省略できるものである。 変形：ほとんど変化が認められないもの。 揚圧力：漏水量が少なく、かつ揚圧力が小さいもの。
		50m以上100m未満	月2回	（3月1回）	（3月1回）	
		100m以上	月2回	（3月1回）	（3月1回）	

地質、地形、点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断されるものについては、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して点検頻度を減少させることができる。

※ 冬期間において、積雪等により巡視困難な場合（通行止め、雪崩の危険性）は、地質、地形、巡視及び点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断されるものについては、巡視を延期させることができる。

ダムの各計測周期については、「ダム構造物管理基準」に準じ次表による。

設備別	巡視		機器設備	点検(検査を含む)項目	頻度
	機器設備	頻度			
水					
電力					
発電					
設備				予備動力作動点検	1回/1月

期別		(2) フォールダム 計測項目		漏水量	突形	浸潤線	備考
型式及び高さ	面水型	表し壁	面水型	表し壁	面水型	表し壁	
第一期	均一型	均一型	均一型	均一型	均一型	均一型	◎ゾーン型及び均一型フォールダムで貯水位の変動が大幅かつ急激であり、残留間隙のあるもの、施工中の過剰間隙のあるものは、適当な期間間引きを測定を行う。 ◎第三期で()を付したものは半年毎に1回としてもよい。
第二期	均一型	表し壁	70未満	月2回	(3月1回)	月1回	
		面水型	70以上	月2回	3月1回		
		表し壁	70未満	月2回	(3月1回)		
第三期	均一型	表し壁	70未満	月2回	3月1回	3月1回	
		面水型	70以上	月2回	3月1回		
		表し壁	70未満	月2回	(3月1回)	3月1回	

注) 第一期：湛水開始から満水後所要期間を経過するまで(満水後の所要期間は2ヶ月以上)
 第二期：第一期経過後フォールダムの挙動が定常状態に達するまで(高いダム等は3年以上)
 第三期：第二期経過以降

設備別	巡 視		点 検 (検査を含む)			備 考	
	機器設備	頻 度	機 器 設 備	項 目	頻 度		
水		※ 2回/1月	貯水池・調整池	外観点検	総容量100万 m^3 以上で高さ15m以上のダムを有するもの 上記以外でも設備保安上必要なもの	1回/1年 1回/1年 必要の都度	<p>地質、地形、点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断されるものについては、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して点検頻度を減少させることができる。</p> <p>地質、地形、点検実績等により、設備保安上問題があると判断されるものについては、点検頻度を1回/1年とする。公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断されるものについては、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して点検頻度を減少させることができる。</p> <p>測定結果等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断されるものについては、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して測定頻度を減少させることができる。</p>
			水路	外部点検 内部点検	外部点検 内部点検	1回/1年 1回/3年	
力		※ 2回/1月	水車発電機	外部点検 測定試験	外部管で20年以上経過したもの	1回/3年 1回/3年 1回/10年	<p>水車の外部点検とは放水して行うことをいう。</p> <p>点検実績、水質条件等により設備保安上問題がないと判断されるものについては、点検頻度を1回/12年を限度に減少させることができる。</p>
			主要変圧器 主要遮断器	外部点検 外部試験 内部点検	外部点検 外部点検 内部点検	1回/3年 1回/3年 1回/6年	
電	電気工作物 (水路工作物を除く)	※ 2回/1月				<p>(1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/6年とする。</p> <p>(2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。</p> <p>(1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/6年とする。</p> <p>(2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。</p> <p>(3) 動作回数の極めて少ない遮断器については、別に定める。</p>	
設						<p>※ 巡視にかかわる監視装置が設置されている発電所、無保守を前提とした小水力発電所で万一電気工作物の損壊が発生しても第三者に影響を与える恐れのない発電所等、特に指定する箇所については、別に定める。</p>	
備							

設備別	巡視		点検 (検査を含む)			備	考		
	機器設備	頻度	項目	日	頻度				
送電設備	電気工作物	1回/1年	支持物・電線 碍子 ケーブル 終端部 管路 マホール 暗きよ	外観点検 不良けんす い碍子検出	鉄塔・鉄柱線路 木柱・コン柱・パンザ 線路	1回/6年 1回/6年 1回/6年	地中送電線路の巡視については、地上巡視とする。 地上からの巡視・点検のみでは確認できないマホールの・暗きよの内部で行う点検をい い、収容ケーブルの外観点検を含む。		
								内部点検	1回/6年
								内部点検	1回/6年
配電設備	電気工作物	1回/1年	接地装置	測定試験	B種接地抵抗	1回/6年			
電力用保安通信設備	電気工作物	1回/1年	通信線路及び無線 送装置	測定試験		1回/3年			
需要設備	電気工作物	※ 1回/1年	主要機器 電線	外部点検 測定試験 測定試験		1回/3年 1回/6年 1回/6年	※ 電路、低圧機器については、1回/2年とする。		

(注) 1 本文第12条(2)項(臨時の巡視・点検及び検査)、第17条(事故及び異常時の措置)及び第18条(災害その他非常時の措置)に基づいて、上記の巡視・点検(検査を含む)の他に、必要の都度「臨時の巡視・点検及び検査」を行う。

2 積雪期または災害発生時等巡視員に危険が生ずるおそれのある場合は、上記の巡視の頻度を変えることができる。

附則
この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第十号

山梨県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 口 弘 章
山梨県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山梨県企業局自家用電気工作物保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「業務課」を「経営企画課」に改める。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県企業局訓令第一号

局 本 庁
事 業 所

山梨県企業局訓令前行署名式の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 口 弘 章
山梨県企業局訓令前行署名式の一部を改正する訓令

山梨県企業局訓令前行署名式（昭和五十五年山梨県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

「電気課、業務課」を「経営企画課、電気課」に改める。

附則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第四号

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則を次のように定める。
平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、山梨県立博物館設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例第八号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間等）

第二条 山梨県立博物館（以下「博物館」という。）の開館時間は、午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、展示室への入室時間は、午後四時三十分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、生涯学習室及び交流室の利用時間は、午前九時三十分から午後九時までとする。

3 博物館の館長（以下「館長」という。）は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、前二項に規定する開館時間等を変更することができる。

（観覧の承認）

第三条 条例第六条第一項の規定による承認は、観覧券（第一号様式）の交付があったときに行われたものとする。

（観覧料の納入）

第四条 観覧料の納入は、観覧券の交付の際現金をもって行うものとする。

（歴史資料等の閲覧等の承認）

第五条 条例第七条第一項の規定による歴史資料等の閲覧の承認を受けようとする者は、歴史資料等閲覧申請書（第二号様式）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、歴史資料等の閲覧を承認したときは、当該閲覧に係る申請をした者に対し、歴史資料等閲覧決定通知書（第三号様式）を交付するものとする。

3 条例第七条第二項の規定による歴史資料等の撮影の承認を受けようとする者は、歴史資料等撮影申請書（第四号様式）を館長に提出しなければならない。

4 館長は、歴史資料等の撮影を承認したときは、当該撮影に係る申請をした者に対し、歴史資料等撮影決定通知書（第五号様式）を交付するものとする。

（生涯学習室等の使用の承認）

第六条 条例第八条第一項の規定による生涯学習室又は交流室の使用の承認を受けようとする者は、県立博物館施設等使用申請書（第六号様式）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、生涯学習室又は交流室の使用の承認又は承認の拒否の決定をしたときは、当該使用に係る申請をした者に対し、県立博物館施設等使用決定通知書（第七号様式）を交付して当該決定の内容を通知するものとする。

（利用又は使用の内容の変更等）

第七条 条例第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項の規定により承認を受けた

者が当該承認に係る内容を変更し、又は承認に係る行為を中止しようとするときは、承認内容変更等申請書（第八号様式）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請に係る承認内容の変更等を承認したときは、第五条第二項若しくは第四項又は前条第二項の例により当該変更等に係る申請をした者に対し、当該承認の内容を通知するものとする。

（利用料及び使用料の納入）

第八条 条例第七条第三項又は第八条第二項の規定による利用料又は使用料は、前納しなければならない。ただし、官公署にあつては、撮影又は使用の後に納入させることができる。

（観覧料等の還付）

第九条 条例第九条ただし書の特別の理由は次の各号に掲げる場合に該当することとし、還付する額は当該各号に定めるとおりとする。

一 観覧、撮影又は使用の承認を受けた者の責に帰することのできない理由により観覧、撮影又は使用をすることができなくなったとき。 観覧料、利用料又は使用料の全額

二 撮影又は使用をしようとする日の三日前までに撮影又は使用の中止に係る承認内容変更等申請書を提出したとき。 利用料又は使用料の二分の一に相当する額

2 条例第九条ただし書の規定による観覧料、利用料又は使用料の還付を受けようとする者は、観覧料等還付申請書（第九号様式）を館長に提出しなければならない。

（観覧料等の免除）

第十条 条例第十条の特別の理由は次の各号に掲げる場合に該当することとし、免除の額は当該各号に定めるとおりとする。

一 土曜日において、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校の児童又は生徒が観覧するとき。 条例別表第一に定める観覧料の全額

二 県内の小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき（常設の展示に限る。） 条例別表第一に定める観覧料の全額

三 六十五歳以上の者が観覧するとき（県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示に限る。） 条例別表第一に定める観覧料の全額

四 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が観覧するとき。 条例別表第一に定める観覧料の全額

五 前各号に掲げるもののほか、館長が特に必要と認めるとき。 観覧料等のうち館長が相当と認める額

2 前項第二号又は第五号に該当する場合において、条例第十条の規定による観覧料等

の免除を受けようとする者は、観覧の承認の申請の際、観覧料等免除申請書（第十号様式）を館長に提出しなければならない。

3 館長は、観覧料等の免除の決定をしたときは、当該免除に係る申請をした者に対し、観覧料等免除決定通知書（第十一号様式）を交付するものとする。

4 第一項第一号、第三号又は第四号に該当する場合において、条例第十条の規定による観覧料等の免除を受けようとする者は、第一項第一号、第三号又は第四号に該当することを証する書類を館長に提示しなければならない。

5 第三項の規定にかかわらず、前項の規定により提示された書類により観覧料等の免除に係る事実を確認したときは、免除後の観覧料の額を記載した観覧券をもって第三項の観覧料等免除決定通知書に代えるものとする。

（館長への委任）

第十一条 教育委員会は、館長に次の事項を委任する。

一 条例第六条第一項の規定による観覧の承認に関すること。

二 条例第七条第一項の規定による観覧の承認に関すること。

三 条例第七条第二項の規定による撮影の承認に関すること。

四 条例第八条第一項の規定による生涯学習室及び交流室の使用の承認に関すること。

五 条例第九条ただし書の規定による観覧料等の還付に関すること。

六 条例第十条の規定による観覧料等の免除に関すること。

七 条例第十一条の規定による利用の制限に関すること。

（補則）

第十二条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て館長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年十月十五日から施行する。

（経過措置）

2 条例（条例附則ただし書に係る部分に限る。）の施行後に歴史資料等を観覧し、閲覧し、若しくは撮影し、又は博物館の生涯学習室等を使用しようとする者は、この規則の施行前において、この規則の例により観覧、閲覧若しくは撮影又は使用に係る承認の申請及びこれらの行為に係る観覧料等の免除の申請をすることができる。

3 館長は、前項の規定により申請があつたときは、この規則の施行前において、この規則の例により承認、承認の拒否その他の決定をし、当該決定の内容を通知するものとする。

第1号様式（第3条関係）

観 覧 券 円 山梨県立博物館	観 覧 券 一般 大学生・高校生等 中学生・小学生 本券をもって領収書に代えます。 改札前に半券を切り離すと無効です。 山梨県立博物館	円
-----------------------------------	---	---

注 寸法、デザイン等については、適宜変更して使用することができる。

第2号様式（第5条関係）

受付番号	第	号
------	---	---

歴史資料等閲覧申請書

年 月 日

山梨県立博物館館長 殿

申請者
住 所
氏 名
連絡先
印

次のとおり歴史資料等の閲覧をしたいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。

閱 覧 希 望 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
閱 覧 の 目 的	
資 料 番 号	資 料 の 名 称 閲覧の可否

- 注 1 歴史資料等は、館長が指定する場所以外では閲覧できません。
 2 閲覧の目的を逸脱していると認めるとき又は指示に従わないときは、閲覧の中止を命ずることがあります。
 3 歴史資料等を破損した場合には、修復にかかる費用の負担をしていただくことがあります。

受付番号	第	号
------	---	---

歴史資料等閲覧決定通知書

年 月 日

殿

山梨県立博物館館長 印

年 月 日付けで申請のあった歴史資料等の閲覧について、次のとおり決定しましたので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

閲覧の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
閲覧の目的		
資料番号	資料の名称	閲覧の可否

摘要

- 注 1 歴史資料等は、館長が指定する場所以外では閲覧できません。
- 2 閲覧の目的を逸脱していると認めるとき又は指示に従わないときは、閲覧の中止を命ずることがあります。
- 3 歴史資料等を破損した場合には、修復にかかる費用の負担をしていただくことがあります。

第4号様式(第5条関係)

受付番号	第	号
------	---	---

歴史資料等撮影申請書 年 月 日		
山梨県立博物館館長 殿		
申請者 住 所 氏 名 連絡先		
印		
次のとおり歴史資料等の撮影をしたいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第5条第3項の規定により申請します。		
撮 影 希 望 日 時	年 月 日	時 分から 時 分まで
撮 影 の 目 的		
資 料 番 号	資 料 の 名 称	数 量

- 注 1 歴史資料等は、館長が指定する場所以外では撮影できません。
- 2 撮影できない歴史資料等もあります。
- 3 寄託された歴史資料等又は著作権のある歴史資料等を撮影する場合は、それぞれ当該寄託者又は著作権者の同意を得た旨の書面を添付してください。

受付番号	第	号
------	---	---

歴史資料等撮影決定通知書

年 月 日

殿

山梨県立博物館館長 印

年 月 日付で申請のあった歴史資料等の撮影について、次のとおり決定しましたので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第5条第4項の規定により通知します。

撮 影 の 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
撮 影 の 目 的		
資 料 番 号	名 称 及 び 数 量	撮影の可否
利 用 料	円 × 点 =	

撮影の条件等

- ・ 撮影の際は、この通知書及び利用料の領収書を係員に提示し、その指示を受けること。

摘要

第6号様式（第6条関係）

受付番号	第	号
------	---	---

県立博物館施設等使用申請書 年 月 日 山梨県立博物館館長 殿 申請者 住 所 氏 名 印 連絡先				
次のとおり施設を使用したいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第6条第1項の規定により申請します。				
施設使用の目的				
使用日時	年 月 日(曜日)	午前	時 分	から
	年 月 日(曜日)	午後	時 分	まで
使用施設名	<input type="checkbox"/> 生涯学習室1 <input type="checkbox"/> 生涯学習室2 <input type="checkbox"/> 交流室			
使用設備器具	設備器具名	使用数量	単位	摘 要
会場使用責任者	氏名	住所 (電話)		
造作物等設置の有・無		参考事項		

注 造作物等を設置し、又は設備器具を持ち込む場合には、当該行為の概要を明らかにした一覧表を添付してください。

第7号様式（第6条関係）

受付番号	第	号
------	---	---

県立博物館施設等使用決定通知書 年 月 日 殿 山梨県立博物館館長 印 年 月 日付で申請のあった県立博物館の施設等の使用について、 次のとおり決定しましたので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第6条第2項 の規定により通知します。						
施設使用の目的						
使用日時		年 月 日(曜日) 午前 時 分から 午後				
		年 月 日(曜日) 午前 時 分まで 午後				
使用施設名		<input type="checkbox"/> 生涯学習室1 可・否		<input type="checkbox"/> 生涯学習室2 可・否		
使用設備器具		設備器具名	使用数量	単位	可・否	摘要
造作物等設置等の可否		参考事項				
利用料						
摘要						

第8号様式（第7条関係）

受付番号	第	号
------	---	---

承認内容変更等申請書		年 月 日
山梨県立博物館館長 殿		
申請者 住 所		印
氏 名		
連絡先		
次のとおり承認事項の内容を変更したいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第7条第1項の規定により申請します。		
承認年月日及び 承認番号	年 月 日	
変 更 理 由		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

- 注 1 この書類には、変更に係る承認の決定通知書の写しを添付してください。
 2 既に利用料又は使用料を納付している場合には、領収書の写しを添付してください。

受付番号	第	号
------	---	---

観覧料等還付申請書

年 月 日

山梨県立博物館館長 殿

申請者 住所
氏名 印
連絡先

次のとおり観覧料等の還付を受けたいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第9条第2項の規定により申請します。

申請の理由	
承認番号	
区分	<input type="checkbox"/> 観覧料 <input type="checkbox"/> 利用料 <input type="checkbox"/> 使用料
既納付金額	
還付を受けようとする金額	

- 注 1 この書類には、申請に係る観覧料等の観覧券又は領収書を添付してください。
2 利用又は使用の中止を理由とする場合には、承認内容変更等申請書を併せて提出してください。

第10号様式（第10条関係）

受付番号	第	号
------	---	---

観 覧 料 等 免 除 申 請 書

年 月 日

山梨県立博物館館長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
連絡先

観覧料

次のとおり利用料の免除を受けたいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則
使用料

第10条第2項の規定により申請します。

申請の理由	山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第10条第1項第 号該当
利用内容	
免除を受けようとする額	
摘要	

- 注 1 申請の理由の欄には、免除の根拠となる規則の該当号と、当該規定に該当する具体的な理由を記載してください。
- 2 利用内容の欄には、観覧、利用又は使用の別及び利用又は使用の日時その他観覧料等の免除の対象となる対象が特定できる内容を記載してください。

受付番号

第

号

観覧料等免除決定通知書

年 月 日

殿

山梨県立博物館館長 印

年 月 日付けで申請のあった県立博物館の利用料等の免除について、次のとおり決定しましたので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第10条第3項の規定により通知します。

<p>決定の内容</p>	
<p>免除金額</p>	<p>(免除前の金額) 円 のうち 円</p>
<p>注意事項</p>	

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県立博物館処務規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県立博物館処務規程

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立博物館（以下「博物館」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第二条 博物館に総務課、学芸課及び企画交流課を置く。

2 前項の総務課、学芸課及び企画交流課の分掌事項は、次のとおりとする。

一 総務課 次のとおりとする。

イ 公印の管守に関する事。

ロ 文書の收受、発送、編集、保存及び記録の編集に関する事。

ハ 職員の仕事に関する事。

ニ 会計経理に関する事。

ホ 物品の出納、保管及び処分に関する事。

ヘ 施設の管理に関する事。

ト 他の課の所掌に属しない事務に関する事。

二 学芸課 次のとおりとする。

イ 歴史資料等の収集に関する事。

ロ 歴史資料等の整理、保管及び展示に関する事。

ハ 歴史（民俗を含む。以下この項において同じ。）に関する調査研究に関する事。

ニ 歴史資料等の利用に関する指導助言に関する事。

ホ 歴史に関する出版物等の編集及び刊行に関する事。

ヘ 歴史資料等の閲覧及び利用に関する事。

ト 歴史資料等の検索システムに関する事。

チ レファレンスサービスに関する事。

リ 関係機関等との歴史資料等の相互貸借等に関する事。

又 歴史に関する相談及び指導助言に関する事。

ル 顧問に関する事。

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、学芸事務に關係する事。

三 企画交流課 次のとおりとする。

イ 博物館の事業及び運営に係る企画立案に関する事。

ロ 学校教育との連携に関する事。

ハ 歴史に関する講演会、講座その他の普及事業に関する事。

ニ 体験学習室、交流室及び生涯学習室並びに屋外の体験学習施設の利用に関する事。

ホ 広報活動に関する事。

ヘ 博物館協議会等に関する事。

ト 他の関係機関等との情報交換に関する事。

チ ボランティア及び展示解説員の養成に関する事。

(グループの設置)

第三条 館長は、博物館に係る所掌事務を処理させるため、必要に応じグループを置く。

2 館長は、前項の規定によるグループを置き、又はその数を変更しようとするときは、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

(リーダー)

第四条 館長は、必要に応じグループにリーダーを置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、館長は、必要に応じ博物館にリーダーを置くことができる。この場合においては、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

3 リーダーは、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(職員)

第五条 博物館に館長、副館長その他の職員を置く。

2 館長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副館長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、館長を補佐する。

4 所属職員は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

(館長の専決)

第六条 館長は、次の事項について専決することができる。ただし、事案が重要又は異例と認められるときその他特に上司が事案を了知しておく必要があると認めるときは、事前に上司の指示を受けなければならない。

一 山梨県立博物館設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例第八号。以下「条例」という。）第五条第二項の規定による休館日の変更に関する事（非常災害その他の急施を要する場合に限る。）。

二 山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則（平成十七年山梨県教育委員会規則第四号。以下「施行規則」という。）第二条第二項の規定による開館時間等の変更に関する事（非常災害その他の急施を要する場合に限る。）。

(副館長の専決)

第七条 副館長は、次の事項について専決することができる。ただし、事案が重要又は異例と認められるときその他特に上司が事案を了知しておく必要があると認めるときは、事前に上司の指示を受けなければならない。

一 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)第五条第一項の規定による所長及び出先次長の共通専決事項に相当する事項(他に定めのある場合を除く。)

二 条例及び施行規則の規定による次の事項

イ 条例第六条第一項の規定による観覧の承認に関すること。

ロ 条例第七条第一項の規定による閲覧の承認及び同条第二項の規定による撮影の承認に関すること。

ハ 条例第八条第一項の規定による生涯学習室又は交流室の使用の承認に関すること。

ニ 条例第九条の規定による観覧料、利用料又は使用料の還付に関すること。

ホ 条例第十条の規定による観覧料、利用料又は使用料の免除に関すること。

ヘ 条例第十一条の規定による利用の制限に関すること。

ト 施行規則第七条第二項の規定による承認内容の変更等の承認に関すること。

三 その他前二号に準ずる事項に関すること。

(館長の代決)

第八条 館長が不在で急施を要するときは、副館長がその事務を代決する。

(副館長の代決)

第九条 副館長が不在で急施を要するときは、主務課長がその事務を代決する。

(代決事務の後閲)

第十条 前二条の規定により代決した事務は、当該代決者において特に必要と認められるものについては、それぞれ決裁者の後閲を受けなければならない。

(事業計画の作成)

第十一条 館長は、毎年度末までに翌年度の事業計画を作成し、教育長の承認を得るものとする。

(報告等)

第十二条 館長は、前年度の事業実績の概要及び利用状況その他必要な事項について、教育長に報告しなければならない。

(サービス及び文書処理等)

第十三条 この規則に定めるもののほか、文書の処理に必要な事項及び職員の仕事その他必要な事項については、教育庁における定めの場合による。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を得て、館長が定める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第六号

山梨県教育委員会委任規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県教育委員会委任規則等の一部を改正する規則
(山梨県教育委員会委任規則の一部改正)

第一条 山梨県教育委員会委任規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「及び訂正」を「訂正及び利用停止」に改める。

(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項ただし書中「県立美術館の館長」の下に「、県立博物館の館長」を加える。

第二条第一項第三号中「、冬季国体推進監」を削り、「司書幹」の下に「、学芸幹」を加える。

別表第一県教育委員会事務局の部県教育委員会事務局事務職員のうち「、冬季国体推進監」を削り、同表県立美術館の部の次に次のように加える。

県立博物館	県立博物館事務職員	館長、副館長、学芸幹、課長、参事、主幹、副主幹、主査、副主査
		主任、学芸員
		教育主事
		主事
		司書

別表第二県立美術館の項中「主任文書事務員」の前に「主任技能員、技能員、」を加え、同項の次に次のように加える。

県立博物館 主任文書事務員、文書事務員、主任業務員、業務員

(山梨県総合教育センター管理規則の一部改正)

第三条 山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第六条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を一号ずつ繰り上げる。

第七条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員及び研修員の時間外勤務、休日勤務(休日の代休日の勤務を含む。)及び宿日直勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関する事。

(山梨県立図書館処務規程の一部改正)

第四条 山梨県立図書館処務規程(昭和五十五年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第六条の表中「企画協力課」を「企画調査課」に改める。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次のように加える。

2 前項に規定するもののほか、館長は、必要に応じ図書館にリーダーを置くことができる。この場合においては、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

「五 地域資料の収集、整理に関する事。」

六 地域資料の利用に関する事。

第六条の表資料情報課の項中

七 図書館電子システムの運営管理に関する事。

八 図書館資料の電子化事業に関する事。

九 山梨県図書館情報ネットワークに関する事。

十 書庫の管理に関する事。

「五 図書館電子システムの運営管理に関する事。」

六 図書館資料の電子化事業に関する事。 に改める。

七 山梨県図書館情報ネットワークに関する事。

八 書庫の管理に関する事。

「 第七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。」

第八条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の特殊勤務、時間外勤務、休日勤務(休日の代休日の勤務を含む。)、夜間勤務及び宿日直勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関する事。

(山梨県立美術館処務規程の一部改正)

第五条 山梨県立美術館処務規程(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次のように加える。

2 前項に規定するもののほか、館長は、必要に応じ美術館にリーダーを置くことができる。この場合においては、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

(山梨県立考古博物館処務規程の一部改正)

第六条 山梨県立考古博物館処務規程(昭和五十七年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次のように加える。

2 前項に規定するもののほか、館長は、必要に応じ考古博物館にリーダーを置くことができる。この場合においては、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第七条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条の二の表中

県史編さん室	を	県史編さん室
博物館建設室		

に改める。

第十二条第六号中「山梨県立美術館」の下に「山梨県立博物館」を加え、同号を第八号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 山梨県歴史資料等取得基金に関する事。

第十二条中第四号を第五号とし、第二号及び第三号を一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 博物館その他の文化施設に関する事。

第十三条の三を削る。

第二十一条第二項中「冬季国体推進監」を削る。

(山梨県立文学館処務規程の一部改正)

第八条 山梨県立文学館処務規程(平成元年山梨県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次のように加える。

2 前項に規定するもののほか、館長は、必要に応じ文学館にリーダーを置くことができる。この場合においては、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

(山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第九条 山梨県教育委員会事務決裁規則(平成十三年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第五号)第四条」の下に「、山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)第四条」を加え、同条第九号中「山梨県立美術館設置及び管理条例第四条」の下に「、山梨県立博物館設置及び管理条例第四条」を加える。

第四条第二号中「及び訂正」を「、訂正及び利用停止」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第七号

山梨県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

改正する規則
山梨県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

山梨県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十三条第一項第八号を次のように改める。

八 法人の登記事項証明書

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会規則第八号

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十一年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項中「第二条の表三の項」を「第二条の表四の項」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第九号

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則(平成十年山梨県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立科学館の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理

者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第十三条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。

- 一 土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定することもの日において、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校の児童又は生徒が入館する場合、利用料金の全額
 - 二 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の幼児、児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として入館し、又はプラネタリウム若しくは映画の投影（教育委員会が指定するものに限る。次号において同じ。）を観覧する場合、利用料金の全額
 - 三 県内の保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項の保育所をいう。）の幼児及びその引率者が、保育所の保育の一環として入館し、又はプラネタリウム若しくは映画の投影を観覧する場合、利用料金の全額
 - 四 六十五歳以上の者が入館する場合、利用料金の全額
 - 五 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が入館する場合、利用料金の全額
- 第四条から第九条までを削る。
- 第二号様式から第五号様式までを削り、第一号様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立科学館の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立科学館設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立科学館設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第六十号）附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立科学館の管理に關し地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

山梨県教育委員会規則第十号

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則（昭和四十八年山梨県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第七条第一項の規定による山梨県立八ヶ岳少年自然の家又は山梨県立愛宕山少年自然の家の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

一 事業計画書

二 収支計画書

三 実施体制を記載した書類

四 団体の概要を記載した書類

五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）

七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第七条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

第三条から第七条までを削る。

第一号様式から第四号様式までを削り、第一号様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

八ヶ岳
山梨県立 少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立少年自然の
愛宕山

家設置及び管理条例第7条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第六十一号）附則第二項の規定により同条例の施行の前日に山梨県立八ヶ岳少年自然の家及び山梨県立愛宕山少年自然の家の管理に關し地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

山梨県教育委員会規則第十一号

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則（昭和六十二年山梨県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第八条第一項の規定による山梨県立なかとみ青少年自然の里又は山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第八条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

第三条から第七条までを削る。

第一号様式から第四号様式までを削り、第一号様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

なかとみ
山梨県立 青少年自然の里の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立青少
ゆずりはら

年自然の里設置及び管理条例第8条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第六十二号)附則第二項の規定により同条例の施行の前日に山梨県立なかとみ青少年自然の里及び山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の管理に關し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則第一条及び別記様式の規定の例による。

山梨県教育委員会規則第十二号

山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則(平成五年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立韮崎射撃場又は山梨県立八代射撃場(次条において「射撃場」という。)の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

一 事業計画書

二 収支計画書

三 実施体制を記載した書類

四 団体の概要を記載した書類

五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)

七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる

もの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第十二条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。

一 全国高等学校総合体育大会等全国大会における射撃競技の実施のために射撃場を利用する場合 利用料金の全額

二 教育委員会が主催する山梨県体育祭りにおける射撃競技の実施のために射撃場を利用する場合 利用料金の全額

三 山梨県競技力向上対策本部が認定する国民体育大会への出場候補選手が競技力向上のための強化合宿等に射撃場を利用する場合 利用料金の二分の一の額

第四条から第六条までを削る。

第二号様式から第四号様式までを削り、第一号様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立 韮崎 八代 射撃場の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立射撃場設置及び
管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第六十四号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立韮崎射撃場及び山梨県立八代射撃場の管理に關し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

山梨県教育委員会規則第十三号

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則(平成六年山梨県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立八ヶ岳スケートセンター(次条において「センター」という。)の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

一 事業計画書

二 収支計画書

三 実施体制を記載した書類

四 団体の概要を記載した書類

五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)

七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

もの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第十二条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。

一 六十五歳以上の者が、センターを利用する場合 利用料金の全額

二 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が、センターを利用する場合 利用料金の全額

三 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の児童又は生徒が、センターを利用する場合(土曜日に利用(競技会のための利用を除く。))するものに限る。 利用料金の全額

第四条から第十条までを削る。

第二号様式から第七号様式までを削り、第一号様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立八ヶ岳スケートセンターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第六十五号)附則第二項の規定により同条例の施行の前日に山梨県立八ヶ岳スケートセンターの管理に関し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

山梨県教育委員会規則第十四号

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例施行規則(平成十七年山梨県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立本栖湖青少年スポーツセンターの指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

一 事業計画書

二 収支計画書

三 実施体制を記載した書類

四 団体の概要を記載した書類

五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)

七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

もの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

第三条から第六条までを削る。

第一号様式から第四号様式までを削り、第一号様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第六十六号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立本栖湖青少年スポーツセンターの管理に関し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

山梨県教育委員会規則第十五号

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則(平成十四年山梨県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立飯田野球場(次条において「野球場」という。)(の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

一 事業計画書

二 収支計画書

三 実施体制を記載した書類

四 団体の概要を記載した書類

五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)

七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第十二条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。

一 全国高等学校総合体育大会等全国大会における野球競技の実施のために野球場を利用する場合 利用料金の全額

二 山梨県競技力向上対策本部が認定する国民体育大会への出場候補選手が競技力向上のための強化合宿等に野球場を利用する場合 利用料金の全額

第四条を削る。

第二号様式を削り、第一号様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立飯田野球場の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立飯田野球場設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第六十七号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立飯田野球場の管理に關し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

山梨県教育委員会規則第十六号

山梨県文化財保護条例施行規則及び山梨県文化財保護審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県文化財保護条例施行規則及び山梨県文化財保護審議会規則の一部を改正する規則

(山梨県文化財保護条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県文化財保護条例施行規則(昭和五十一年山梨県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十二条」を「第六十一条」に改める。

第二条中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(選定の申出)

第二条の二 条例第三十七条第一項及び第四十五条第一項の規定による選定を受けようとする市町村は、文化財選定申出書(第一号様式の二)に写真、図面、その他参考資料を添えて教育委員会に提出しなければならない。

第三条及び第四条第一項中「第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、第四条の次に次の一条を加える。

(選定書の交付)

第四条の二 条例第三十七条第二項(第四十五条第二項で準用する場合を含む。)に

規定する選定書の交付は、選定書(第三号様式の二)によるものとする。
第五条、第六条第一項、同条第二項及び第七条中「第三十五条」を「第三十六条」に改める。

第九条第一項中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

第十条第二項中「第三十四条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第十一条中「第三十五条」を「第三十六条」に改める。

第十二条第二項中「第三十五条の二第二項」を「第四十九条第二項」に改める。

第十三条第一項中「第三十五条の四」を「第五十一条」に改める。

第十四条第一項中「法第六十三条の二第一項」を「文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第五百五条第一項」に改め、同条第二項中「第

六十四条の二第一項」を「第七百七条第一項」に、「第二十九条の六」を「第三十条」に改める。

第十五条中「第二十九条の六」を「第三十条」に改める。

第十六条中「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第十七条中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第十八条第一項中「第三十八条」を「第五十六条」に改める。

第一号様式の次に次の一様式を加える。

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会 殿

申 出 者 印

文 化 財 選 定 申 出 書

下記のとおり文化財の県選定を申出いたします。

記

- 1 文化財の種別
- 2 名 称
- 3 決定等の年月日
- 4 所在地及び面積
- 5 保存状況
- 6 特 性
- 7 保存計画
- 8 その他参考となる事項

第三号様式の次に次の一様式を加える。

第3号様式の2（第4条の2関係）

記号番号	選 定 書	名称 所在地	割印	右を山梨県選定 に選定する	年 月 日
山梨県教育委員会					

備考 左の場合にはこの選定書を添えて届け出て下さい。 一 区域を変更したとき 二 面積を変更したとき			区 域		区 域
			面 積		面 積
			変 更 年 月 日		交 付 年 月 日

(山梨県文化財保護審議会規則の一部改正)

第二条 山梨県文化財保護審議会規則(昭和五十一年山梨県教育委員会規則第九号)の

一部を次のように改正する。

第一条中「第三十七条」を「第五十五条」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第十七号

山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則(昭和六十三年山梨県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立保存民家安藤家住宅の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

第二条から第五条までを削る。

第六条第一項中「第七条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「(第四号様式)」を「(第二号様式)」に改め、同条第三項中「(第五号様式)」を「(第三号様式)」に改め、

同条第四項を削り、同条を第三条とする。

第七条及び第八条を削る。

第一号様式、第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立保存民家安藤家住宅の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立保存民家設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

第2号様式(第3条関係)

山梨県立保存民家安藤家住宅観覧料等免除申請書

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

申請者 住所(所在地)

氏名(名称)

印

代表者

(電話)

観覧料

次のとおり の免除を承認されるよう申請します。

茶室使用料

申請の理由及び 利用内容	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
責任者氏名	TEL
人 員	
金 額	円

注 太枠線内のみ記入してください。

第3号様式(第3条関係)

山梨県立保存民家安藤家住宅観覧料等免除承認書

第 号
年 月 日

殿

山梨県教育委員会 印

観覧料

次のとおり の免除を承認します。

茶室使用料

承認の内容	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
責任者氏名	
人員	
金額	円
注意事項	

第四号様式及び第五号様式を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立保存民家設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第六十九号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立保存民家の管理に關し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則第二条及び第一号様式の規定の例による。

山梨県教育委員会規則第十八号

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

規則

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則(昭和五十八年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「次に掲げる者」を「障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者及びその介護を行う者」に改め、同号イ及びロを削る。

第五条第二項を次のように改める。

2 前項第一号に該当する場合において、使用料の免除を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳を館長に提示するものとする。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第一号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所

埋蔵文化財センター

県立図書館

県立美術館

県立博物館

県立考古博物館

県立文学館

県総合教育センター

県立学校

公立小学校

公立中学校

庁中処務細則等の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

庁中処務細則等の一部を改正する訓令
(庁中処務細則の一部改正)

第一条 庁中処務細則(昭和二十四年山梨県教育委員会訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

令達先中「県立美術館」を「県立美術館」に改める。

(山梨県教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員
の分限、懲戒、諮問委員会規程の一部改正)

第二条 山梨県教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員
の分限、懲戒、諮問委員会規程(昭和二十七年山梨県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

令達先中「県立美術館」を「県立美術館」に改める。

(山梨県教育委員会公印管理規程の一部改正)

第三条 山梨県教育委員会公印管理規程(昭和三十一年山梨県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

令達先中「県立美術館」を「県立美術館」に改める。

第三条第一項中「県立美術館」の下に「、県立博物館」を加える。

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第四条 職員の勤務時間に関する規程(昭和三十一年山梨県教育委員会訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

令達先中「県立美術館」を「県立美術館」に改める。
県立博物館

(山梨県教育職員旅費支給規程の一部改正)

第五条 山梨県教育職員旅費支給規程(昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

令達先中「県立美術館」を「県立美術館」に改める。
県立博物館

(山梨県教育事務所処務規程の一部改正)

第六条 山梨県教育事務所処務規程(昭和四十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

令達先中「県立美術館」を「県立美術館」に改める。
県立博物館

第六条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 所員の時間外勤務、休日勤務(休日の代休日の勤務を含む。)及び宿日直勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関すること。

(職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正)

第七条 職員勤務時間の特例に関する規程(昭和四十六年山梨県教育委員会訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

令達先中「県立美術館」を「県立美術館」に改める。
県立博物館

別表中県立美術館に勤務する職員の項の次に次のように加える。

県立博物館に勤務する職員	同	勤務時間の割振り、館長が定める。	四十五分とし、その割振り、館長が定める。	十五分ずつ、二回とし、その割振りは、館長が定める。	月曜日及び館長が四週間ごとの期間について定める月曜日の日以外の日
--------------	---	------------------	----------------------	---------------------------	----------------------------------

(山梨県教育委員会訓令前行署名式の一部改正)

第八条 山梨県教育委員会訓令前行署名式(昭和四十七年山梨県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

令達先中「県立美術館」を「県立美術館」に改める。
県立博物館

「県立美術館」
県立考古博物館
県立考古博物館

本則中
県立文学館
県総合教育センター
県立学校
公立小学校
公立小学校

公立中学校
公立小学校
公立小学校

立文学館
公立小学校
公立小学校

立博物館
公立小学校
公立小学校

立文学館
公立小学校
公立小学校

立学校
公立小学校
公立小学校

立中学校
公立小学校
公立小学校

(山梨県立学校等夜間警備委託規程の一部改正)

第九条 山梨県立学校等夜間警備委託規程(昭和四十七年山梨県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

令達先中「県立美術館」を「県立美術館」に改める。
県立博物館

(山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部改正)

第十条 山梨県教育委員会安全衛生管理規程(昭和五十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

令達先中「県立美術館」を「県立美術館」に改める。
県立博物館

(山梨県教育委員会プロジェクトチーム編成運営規程の一部改正)

第十一条 山梨県教育委員会プロジェクトチーム編成運営規程(昭和五十四年山梨県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

令達先中「県立美術館」を「県立美術館」に改める。
県立博物館

(山梨県教育庁行政文書管理規程の一部改正)

第十二条 山梨県教育庁行政文書管理規程(平成十六年山梨県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

令達先中「県立美術館」を「県立美術館」に改める。

県立博物館

別表第一中「博物館建設室」及び「教博建」を削る。

附則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第二号

- 庁 中 一 般
- 教 育 事 務 所
- 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
- 県 立 図 書 館
- 県 立 美 術 館
- 県 立 博 物 館
- 県 立 考 古 博 物 館
- 県 立 文 学 館
- 県 総 合 教 育 セ ン タ ー
- 県 立 小 学 校
- 公 立 中 学 校

山梨県教育職員旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県教育職員旅費支給規程の一部を改正する訓令

山梨県教育職員旅費支給規程（昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五日」を「八日」に改める。

第三条第一項中「六百二十円」を「百円」に改め、同条第二項第一号中「日当及び宿泊料」を「宿泊料及び旅行雑費」に改める。

第五条の見出し中「利用した」を「利用する」に改め、同条中「鉄道賃及び」を削り、「車賃は」を「車賃を」に改める。

第六条から第八条を削る。

第五条の次に次の一条を加える。

（私用自動車を利用する場合の旅費）

第六条 職員が私用自動車を利用して旅行する場合の車賃の額は、条例第十五条第一項

に規定する路程に応じた一キロメートル当たりの定額とする。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

区 分	日 額
三十日未満	七、八七〇円
三十日以上六十日未満	六、二九〇円
六十日以上	四、七二〇円

附則

（施行期日）

1 この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の山梨県教育職員旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

山梨県教育委員会告示第二号

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

山梨県教育委員会公印規程（昭和三十一年山梨県教育委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

別表中「県立美術館」の下に「、県立博物館」を加える。

附則

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第三号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第二十七条第一項の規定に基づき定める口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称及び記録項目、開示期間並びに開示場所は、次のとおりとする。

対象となる個人情報取扱事務		開示期間	開示場所
名称	記録項目		
公立学校教員選考検査	総合ランク（一次、二次検査とも不合格者に限る。）	可否通知を発送した日から一月間	義務教育課
県立学校実習助手・寮母選考検査	総合ランク（不合格者に限る。）	同右	同右
県立高等学校入学者選抜（学力検査）	科目別得点及び得点合計	入学許可予定者発表の日から一月間	各県立高等学校
県立盲・ろう・養護学校高等部入学者選抜（学力検査）	同右	同右	盲・ろう・養護学校

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

（関係告示の廃止）

2 口頭により開示請求をすることができる個人情報及び開示の方法（平成五年山梨県教育委員会告示第五号）は、廃止する。

（適用区分）

3 この告示の規定は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開示期間の初日が到来する保有個人情報について適用し、施行日前に開示期間の初日が到来した保有個人情報については、なお従前の例による。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

庁 中 一 般
 教 育 事 務 所
 埋 蔵 文 化 財 産 セ ン タ ー
 県 立 図 書 館
 県 立 美 術 館
 県 立 博 物 館
 県 立 考 古 博 物 館
 県 立 文 学 館
 県 総 合 教 育 セ ン タ ー
 県 立 学 校

教育次長等専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日 山梨県教育委員会

教育長 眞 田 良 一

（教育次長等専決規程の一部改正）

第一条 教育次長等専決規程（昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第五条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 所属職員の時外勤務及び休日勤務（休日の代休日の勤務を含む。）の命令並びに休日の代休日の指定に関すること。

（教育長の権限の一部を学校その他の教育機関等の長に委任する規程の一部改正）

第二条 教育長の権限の一部を学校その他の教育機関等の長に委任する規程（昭和四十六年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

令達先中「県立美術館」を「県立美術館」に改める。

第一条中「県立美術館長」の下に「、県立博物館長」を加える。

（児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部改正）

第三条 児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和四十六年山梨県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

令達先中「県立美術館」を「県立美術館」に改める。

第二条の表中

「県立美術館副館長」

を

「県立美術館副館長
県立博物館副館長」

に改める。

(山梨県教育委員会被服貸与規程の一部改正)

第四条 山梨県教育委員会被服貸与規程(昭和四十八年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

令達先中「県立美術館」を「県立美術館」に改める。

第二条第一項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 山梨県立博物館職員

(山梨県教育委員会職員身分証明書等に関する規程の一部改正)

第五条 山梨県教育委員会職員身分証明書等に関する規程(昭和六十一年山梨県教育委員会教育長訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

令達先中「県立美術館」を「県立美術館」に改める。

第二条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 山梨県立博物館職員

附則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

その他

山梨県労働委員会告示第二号

山梨県労働委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県労働委員会

会長 渡辺和廣

山梨県労働委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山梨県条例第四十五号)第三条から第六号までの規定に基づき、山梨県労働委員会に対して行い、又は山梨県労働委員会が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年山梨県規則第五十六号)の規定の例による。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県収用委員会規則第一号

山梨県収用委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県収用委員会会長 古井明男

山梨県収用委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山梨県条例第四十五号)第三条から第六号までの規定に基づき、山梨県収用委員会に対して行い、又は山梨県収用委員会が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年山梨県規則第五十六号)の規定の例による。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番